**プライバシーマーク運用チェックシート**

| JISQ15001:2017　附属書A | 確認内容 | 〇× |
| --- | --- | --- |
| A.3.3.1　個人情報の特定 | |  |
| 個人情報を管理する台帳に、少なくとも以下の項目が含まれていること。  ・個人情報の項目　・利用目的　・保管場所  ・保管方法　・アクセス権を有する者　・利用期限  ・保管期限 | ・個人情報の項目  ・利用目的  ・保管場所  ・保管方法  ・アクセス権を有する者  ・利用期限  ・保管期限  ・利用期限≦保管期限 |  |
| 上記台帳を少なくとも年一回、確認していること。 | ・実施年月日： |  |
| A.3.3.2　法令、国が定める指針その他の規範 | |  |
| 特定した法令等を見直していること。 | ・実施年月日： |  |
| A.3.3.3　リスクアセスメント及びリスク対策 | |  |
| 個人情報保護リスク対策を少なくとも年一回、直していること | ・実施年月日： |  |
| A.3.3.6　計画策定 | |  |
| 少なくとも年一回、次の計画を作成していること。 a) 教育計画　　　　b) 内部監査計画 | ・作成年月日（教育計画）：  ・作成年月日（内部監査計画）： |  |
| A.3.4.2.4 個人情報を取得した場合の措置 | |  |
| 個人情報を取得する場合、その利用目的を公表していること（HPに利用目的を公表している） | 例）  ・新規事業で個人情報を取扱うようになった場合、HPに公表している利用目的に追加していること。  ・監視カメラ設置、電話録音を実施している場合、“カメラ稼働中”と表示したり、“録音している”旨、相手に伝えていること。 |  |
| A.3.4.2.5 A.3.4.2.4のうち本人から直接書面によって取得する場合の措置 | |  |
| 本人から直接書面によって取得する場合、必要事項を書面によって本人に明示し、同意を得ていること。 | 例）  ・採用応募者から同意書を取得  ・入社の従業員、インターシップ生から同意書を取得  ・HPの問合せ画面で同意を取得  ・顧客から同意を取得（申込書、アンケート等） |  |
| A.3.4.2.8.1 外国にある第三者への提供の制限 | |  |
| 外国にある第三者に個人データを提供する場合、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得ていること。 | 左記の項目をマニュアル・規程に追加 |  |
| A.3.4.2.8.2 第三者提供に係る記録の作成など | |  |
| 個人データを第三者に提供した場合、記録を作成、保管していること。 | 左記の項目をマニュアル・規程に追加 |  |
| A.3.4.2.8.3 第三者提供を受ける際の確認など | |  |
| 第三者から個人データの提供を受けるに際しては、確認を行った記録を作成し、保管していること。 | 左記の項目をマニュアル・規程に追加 |  |
| A.3.4.2.9 匿名加工情報 | |  |
| 匿名加工情報の取扱いを行うか否かの方針が存在すること。  取扱う場合、本人の権利利益に配慮し、法令等の定めるところにより適切な取り扱いを行う手順を確立し、維持しなければならない。 | ・左記の項目をマニュアル・規程に追加  ・取扱うか否かを決定し、その結果を上記文書に記載すること。 |  |
| A.3.4.3.3 従業者の監督 | |  |
| 従業員に対して必要かつ適切な監督を行っていること。 | ・入社した従業員から誓約書を取得 |  |
| A.3.4.3.4委託先の監督 | |  |
| 次に示す事項を含む契約を締結していること。  a) 委託者及び受託者の責任の明確化  b) 個人データの安全管理に関する事項  c) 再委託に関する事項  d) 個人データの取扱状況に関する委託者への報告の内容及び頻度  e) 契約内容が遵守されていることを委託者が、定期的に、及び適宜に確認できる事項  f) 契約内容が遵守されなかった場合の措置  g) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項  h) 契約終了後の措置 | ・h)に該当する事項が入っていることを確認 |  |
| 委託先を適切に監督していること。 | ・新規の委託先について、管理（評価・あれば台帳への追加・契約の締結等）の対象としていること。  ・委託先を定めたルール（アンケート、評価表等）で評価していることを確認  ・評価方法：（　　　　　　　　　　）  ・実施年月日： |  |
| A.3.4.5 認識 | |  |
| 全ての従業員に対して、a)～d)の内容を含んだ教育を実施していること。（認識させていること）  a) 個人情報保護方針  b) 個人情報保護マネジメントシステムに適合することの重要性及び利点  c) 個人情報保護マネジメントシステムに適合するための役割及び責任  d) 個人情報保護マネジメントシステムに違反した際に予想される結果 | ・教育内容にa)～d)が含まれていること。  ・途中入社の従業員にも実施していること。  ・実施年月日： |  |
| A.3.6 苦情及び相談への対応 | |  |
| 認定個人情報保護団体の対象事業者となっている場合は、HPに当該団体を苦情解決の申し出先として掲載すること。 | ・対象事業者か否かは以下のサイトで検索  <https://entity-search.jipdec.or.jp/protection_org>  ・対象事業者の場合、HPに以下の内容が掲載されていること。  **【認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先】**  認定個人情報保護団体の名称 　一般財団法人日本情報経済社会推進協会 苦情の解決の申出先 　個人情報保護苦情相談室 住所　〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内 電話番号　03-5860-7565　／　0120-700-779 |  |
| A.3.7.1 運用の確認 | |  |
| 運用の確認を実施していること。 | ・実施年月日： |  |
| 個人情報保護管理者は、定期的に、及び適宜に代表者に運用の確認の状況を報告していること。 | ・少なくとも問題があった時、代表者に報告している。 |  |
| A.3.7.2 内部監査 | |  |
| 規格への適合状況及び個人情報保護マネジメントシステムの運用状況の監査を、少なくとも年一回、適宜に実施していること。 | ・規格への適合状況監査はJISQ15001:20017への適合性を確認している。  ・実施年月日： |  |
| A.3.7.3 マネジメントレビュー | |  |
| 少なくとも年一回、適宜にマネジメントレビューを実施していること。 | ・実施年月日： |  |